

財務省第13入札等監視委員会
平成24年度 第4回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成25年6月20日（木） 熊本国税局第1会議室	
委員	委員	上拂 耕生（熊本県立大学 総合管理学部 准教授）
	委員	大脇 成昭（熊本大学 法学部 准教授）
	委員	北里 敏明（北里 敏明法律事務所・弁護士）
審議対象期間	平成25年1月1日（火）～ 平成25年3月31日（日）	
抽出事案	4件	（備考）
競争入札（公共工事）	1件	契約件名 : 郡元南住宅1～4号棟ほか2屋外給水設備改修工事設計業務委託（庁24） 契約相手方 : 株式会社 別当設計 契約金額 : 1,890,000円（税込） 契約締結日 : 平成25年2月13日 担当部局 : 九州財務局
随意契約（公共工事）	1件	契約件名 : 日南住宅屋内ガス管改修工事（改24） 契約相手方 : 江坂設備工業 株式会社 契約金額 : 3,874,500円（税込） 契約締結日 : 平成25年1月9日 担当部局 : 九州財務局
随意契約（物品役務等）	1件	契約件名 : 路線価等を定めるための意見価格等の提出業務 契約相手方 : 一般財団法人 日本不動産研究所 熊本支所 契約金額 : 契約単価 1,360円（税込）ほか 契約締結日 : 平成24年11月12日 担当部局 : 熊本国税局
競争入札（物品役務等）	1件	契約件名 : OAフロアカーペットの調達及び張替作業 契約相手方 : 有限会社 スタプランニング 契約金額 : 4,357,500円（税込） 契約締結日 : 平成25年1月17日 担当部局 : 沖縄国税事務所
委員からの意見・質問、それに対する回答等	以下のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見 ・ 質問	回 答
【事案1】 郡元南住宅1～4号棟ほか2屋外給水設備改修工事設計業務委託（庁24） 契約相手方：株式会社 別当設計 契約金額：1, 890, 000円（税込） 契約締結日：平成25年2月13日 担当部局：九州財務局 今回の競争参加資格であるC等級の業者はどのくらいいるのか。 宮崎市内の業者が受注しているが、対象地域は鹿児島県霧島市と熊本市であり、結構距離があるが、距離的な問題や影響はないのか。 本件は1者入札とはいえ落札率は低かったが、設計の場合積算基準はあるのか。 設計業務の成果物はどうやってチェックするのか。 落札価格と予定価格でかなりの乖離があるが、そんなに安く受けて大丈夫か。 設備設計は、建物全体を作り上げるような設計ではなく、構造設計も不要であるので、そういった意味では発注価格そのものがちょっと高いのではないか。 ある意味では単純な設備設計であるのに、どうして入札参加が1者なのか。 工事の予算が25年度に付いていないが、今後施工のための予算は流用とか補正予算とかで対応するつもりなのか。	C等級の業者は、30社以上40社未満である。 本件は設計業務であり、現地調査と関係者との打ち合わせを終えれば自分の事務所でできることと、当局との打ち合わせ等についてもメールでも可能であり、地理的な問題は特にない。 設計については、設計業務委託料算定基準というものがあり、その中で、図面1枚当たりいくらで、設計図を何枚作成するとか、現地調査の日数や関係機関との打ち合わせの日数とかを想定して、予定価格を出している。 今回の設計については、基本設計と実施設計の2段階で行っており、基本設計では、関係機関との打ち合わせや現地の状況等から判断して、どういう工法が可能なのか出てくるが、当局の技術担当も1級であり、それが妥当かどうかは判断できる。 実施設計では、工事に必要な具体的な数量と価格の内訳であり、当局の担当者がチェックすれば、積み上げの妥当性は判断できる。 業者へのヒアリングでは、手持ちの業務がちょうど終わって手すきの状態だったことと、設備設計の担当者がいたことが大きな要因ではないかと考えている。 設計業務委託料算定基準に基づき、想定される図面枚数や現地調査に行く費用等を積算すると、当局の積算した価格となる。 契約担当課としてはなるべく多くの業者に参加してもらいたいと考えているが、本件場合は、年度末に若干かかったこと、設備担当者を有する建築士事務所が少ないこと、財務局は国土交通省や県などと違いネームバリューがなく、発注ロットも国土交通省や県と比べると少ないことから参加業者が少ないと思われる。 予算要求は行ったが、25年度から生命財産に係るものが優先するというので、合同宿舍の耐震改修を主体として実施するので、そちらが優先する形になった。 もし残額が出て、本省の了解が取れれば実施していきたい。
【事案2】 日南住宅屋内ガス管改修工事（改24） 契約相手方：江坂設備工業 株式会社 契約金額：3, 874, 500円（税込） 契約締結日：平成25年1月9日 担当部局：九州財務局 等級の拡大について事務取扱要領に1等級上げ下げできる規定があるが、上げる要件と下げる要件はどのようになっているのか。 最終的に契約金額と予定価格が一致しているが、どのような交渉をやってここまで下げていくのか。 入札金額と予定価格の乖離があまりなかったが、ガス管工事であってかつ古い建物だったから請け負ってくれる業者がいなかったとか、そういうことが何か影響しているのか。 プロパンの場合、ガス業者でやってくれないのか。 プロパン供給業者も応れできたのか。 埋め込んで配管されていたガス管は、全部閉じて埋め戻すのか。	基本的には、1等級上位ということで上げることをまず考えている。 ケースバイケースであるが、本件場合は、2回目の入札金額と予定価格の乖離がごく僅かであり、随契での契約意思確認を行ったところ、随契に応じるとのことであつたので、見積書を送付してもらったところ、たまたま一致したものである。 本件は、規格ごとにガス管とかガス栓などの材料費の積み上げとその材料にかかる労務費がいくらという設計になり、1戸当たりの単価を出せば、それに単純に戸数を掛けるだけになるので、今回については金額が近いのもある程度は仕方ないと判断している。 プロパンガスの配管については、液化石油ガス設備士という資格を持った人がいる会社であれば誰でも配管工事はできるので、当然に、発注金額により入札になる。 プロパン供給業者も応れできたが、手持ち工事が一杯で動けないということで参加しなかったらしい。 そのとおりである。

意見 ・ 質問	回 答
【事例3】 路線価等を定めるための意見価格等の提出業務 契約相手方：一般財団法人 日本不動産研究所 熊本支所 契約金額：契約単価 1,360円(税込)ほか 契約締結日：平成24年11月12日 担当部局：熊本国税局 意見価格等の提出を依頼した標準地の1地点とはどのような単位で設定されているのか。 今回の事案では、91事業者等と契約しているが、契約総額はいくらか。 また、92事業者等の応募に対して、91事業者等と契約しているが、1事業者者のみが外れた理由は選任基準を満たしていなかったといことか。 選任基準は公募により応募者が申込み時点で公表されているか。 依頼者はこの選任基準に基づいて選定され、理屈上は最上位者と契約することとなると思うが、選定に当たっては、公表されている選任基準以上の詳細な基準があるのか。 依頼した標準地15,108地点は全て熊本国税局管内か、また、熊本県内のみでは何事業者で何地点となるのか。 また、これらの事業者については、毎年、入れ替わりがあるのか。 意見価格等の提出を依頼するにあたり、国税局側として、何らかの路線価評価の指針を事前に示すのか。 当該案件に係る契約は、単価契約であるが、当該契約書には単価の設定はあるものの、予定数量、予定金額の記載ないことから、契約内容として不十分ではないか。	標準値は地番単位であり、〇〇町〇丁目〇番地といった括りで設定している。 契約総額については、約6,500万円となっている。 また、契約しなかった1事業者についても、選任基準は満たしていたが、国土交通省が公表する地価公示の標準地や県の基準地の鑑定評価を行っている不動産鑑定士等が選任基準の上位となるため、1名についてはこれらの経験がなく、結果として、契約に至らなかったものである。 選任基準は国税庁で統一して作成されたものであり、公募の時点で、公表されている。 選任基準以上の詳細な基準はなく、選任基準に記載されている上位の基準に該当者から選任することから、地価公示の標準地や県の基準地の評価の経験者等が選任基準の上位となり、経験が浅い事業者等については、順位が劣後することになる。 今回、意見価格等の提出を依頼した標準地15,108地点は、全て熊本国税局管内である。 なお、熊本県内には、約4,800地点の標準地があり、1地点につき、3名の精通者からの意見価格等が必要であることから、約14,400件について35者と契約しており、1者当たり400地点から500地点の意見価格等の提出を依頼している。 初めての事業者等もあるが、毎年、ほとんど同一である。 国土交通省が発表する地価公示に準じて作成している。 地価公示については、基準地点が少ないことから、地価公示や都道府県の基準地等の各評価とのバランスを考慮の上、我々が独自で評価を行っているが、これらの評価は、それぞれの目的が異なっているため、同一ではない。 当局の作成する路線価は、相続税、贈与税の課税における基準となるものである。 ご指摘の点については、今後、関係課と検討することとしたい。
【事例4】 OAフロアカーペットの調達及び張替作業 契約相手方：有限会社 スタプランニング 契約金額：4,357,500円(税込) 契約締結日：平成25年1月17日 担当部局：沖縄国税事務所 入札の参加資格等級を拡大しても、入札参加者が4者ということは、入札の時期的な要因が多いのか 入札前に納入予定のカーペットの材料・色調等について実物見本を提出させているのか。 入札参加業者は沖縄県内の業者及び沖縄県内に事務所を持っている業者か 本入札において、4者参加のうち、2者が予定価格を超えた入札をしたということか。 入札参加者が少数になる可能性が高いことから、入札参加資格を全等級としているが、一度原則等級者だけで入札をして、参加者がいなければ入札参加資格を全等級に拡大すべきではないか。	時期的要因もあると思われる。 入札前の納入予定物品の確認は現物ではなくカタログの提出で行っている。 そのとおりである。 そのとおりである。 財務省所管の物品製造等の契約にかかる競争参加資格者資格審査事務等取扱要領では、入札の参加資格について原則等級の上位又は下位1級まで拡大しても参加者がいない場合には、必要に応じて資格等級の上位者を参加させることができるとあるが、本件入札の場合、入札の準備段階で、原則等級のみで入札を行なった場合、参加者が少数、あるいは落札価格が高値になる恐れがあったため、初回の入札から入札参加資格を全等級としたところであるが、今後は委員の意見も踏まえて一度原則等級で入札を行うことを検討する。